

小委員会の設置について

令和元年 7 月 5 日
文化審議会著作権分科会決定

1 設置の趣旨

文化審議会著作権分科会運営規則（平成30年6月8日文化審議会著作権分科会決定）第3条第1項の規定に基づき、著作権分科会に特定の事項を審議する以下の三小委員会を設置する。

- （1）法制・基本問題小委員会
- （2）著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会
- （3）国際小委員会

※文化審議会著作権分科会運営規則第3条第1項

「分科会長は、特定の事項を審議するため必要があると認めるときは、分科会に小委員会を置くことができる。」

2 各小委員会の審議事項

- （1）法制・基本問題小委員会
著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題に関すること
- （2）著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会
クリエイターへの適切な対価還元及び権利処理の円滑化等に関すること
- （3）国際小委員会
国際的ルール作り及び国境を越えた海賊行為への対応の在り方に関すること

3 各小委員会の構成

著作権分科会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。
なお、著作権分科会長は会議に出席し、随時発言することができるものとする。

※文化審議会著作権分科会運営規則第3条第2項

「小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。」

4 その他

議事の手続その他各小委員会の運営に関し必要な事項は、当該小委員会が定める。